

道路等の除雪について

積雪時における円滑な交通の確保、事故防止等を目的とする除雪作業について、以下のとおり報告します。

1. 除雪作業の実施基準

原則として、積雪 10cm 以上の積雪があった場合に実施する。

なお、路面凍結の恐れがあるなど気象状況により、10cm 未満の積雪でも実施することがある。

2. 積雪警戒路線

バス路線、駅前広場、通学路等の急な坂道・曲がり角など、積雪により交通の安全確保が困難となる危険性のある路線や多くの人を通る場所を積雪警戒路線とし、パトロールを実施するとともに、緊急性の高い場所を除雪する。

| 延長 | | 約 43 km | |
|-------|-----------|---------|------|
| 路線の種別 | 通学路 | 90 箇所 | 一部重複 |
| | 急な坂道・曲がり角 | 134 箇所 | |
| | 駅周辺の道路 | 48 箇所 | |
| | 合計 | 272 箇所 | |

3. 除雪作業の方法

(1) 杉並土木災害防止協力会による除雪作業

杉並土木事務所長の出動要請に基づき、除雪車両（バックホウ等）を使用した除雪作業（凍結防止剤・滑止め用砂の散布を含む）を実施する。

(2) 職員による除雪作業

(1) 以外の小規模な箇所については、杉並土木事務所長の指示に基づき、区職員及び日常業務委託事業者が除雪作業（凍結防止剤・滑止め用砂の散布を含む）を実施する。

4. 雪の投棄場所

除雪作業で発生した雪は、区内 3 河川に設置した雪捨場（神田川 4 箇所、善福寺川 6 箇所、妙正寺川 3 箇所）から、河川内に投棄する。

除雪作業実施基準

(目的)

第1 この基準は、本区が管理している道路などの積雪時における円滑な交通の確保、事故の防止、区民生活の確保及び道路の機能の確保を図るため、除雪作業に関する必要な事項を定めるものとする。

(実施の基準)

第2 除雪作業は、原則として積雪 10 cm以上のとき実施するものとする。
ただし、10 cm未満であっても気温その他の状況により、実施することがある。

(除雪場所)

第3 除雪作業は、下記に示す箇所を逐次行うものとする。

- (1) 通学路
- (2) 駅周辺の道路
- (3) 急な坂道・急な曲がり道
- (4) その他危険と思われる箇所

(除雪作業の実施)

第4 杉並土木事務所長は、あらかじめ管轄区域内の除雪実施場所を定めておくものとし、作業実施の決定は、積雪量・気温などを総合的に判断の上、土木担当部長が行うものとする。(除雪本部長)

(1) 請負による施工

杉並土木事務所長は、除雪作業の決定後、その旨を各維持係長に連絡する。また、杉並土木災害防止協力会に要請し、合わせて各警察署へ通知する。

各維持係長は、あらかじめ定めた除雪場所に基づいて、関係業者に対し、指示及び監督業務を行うものとする。

(2) 直営作業

請負で実施する箇所以外の小規模な除雪箇所について、土木事務所長の指示により機能的に実施する。

(除雪作業の方法)

第5 除雪作業は、下記のとおり行うものとする。

- (1) 雪は、歩行者及び自動車の通行に支障のないように、歩道寄りに掻き寄せる。その際、横断歩道や消火栓の使用の妨げにならないよう注意する。
- (2) 除雪に際しては、水はけを良好にし、雪の融解促進を図る。
- (3) 状況に応じ凍結防止剤及び滑り止め砂の散布などを行う。

(掻雪運搬)

第6 通行に支障のある個所から逐次実施する。

(捨て場)

第7 掻雪の捨て場は、河川・区材料置場などをできるだけ利用し、運搬距離の短縮を図るものとする。

(通報及び報告)

第8 各維持係長は、作業に伴う必要な情報連絡及び報告を無線・電話などにより速やかに行う。

(その他)

第9 この基準に定めるもののほか、必要な事項は土木担当部長が定める。